

高崎経済大学における取引業者からの誓約書の徴取要項

平成28年度

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日に改正され、研究費の適正な運営・管理の観点から、取引業者から誓約書を徴取することが必要となった。

これを受け、以下に該当する取引事業者から別紙誓約書を徴取する。

記

- 1 平成28年度については、次の各号のいずれかに該当する者から誓約書を徴取する。
なお、平成29年度からは、研究費の執行に係るすべての取引事業者から誓約書を徴取する。
 - (1) 前年度における研究費の執行に係る取引金額が10万円を超える者
 - (2) その他、契約事務担当者が必要と認めた者

- 2 次の各号のものは、誓約書の徴取の対象から除くものとする。
 - (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
 - (2) 学校法人
 - (3) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
 - (4) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
 - (5) その他、誓約書の徴取の対象としてなじまないもの

- 3 徴取回数は1回とする。ただし、本学の不正対策に関する方針やルール等を見直した場合には、あらためて徴取することとする。

附 則

この要項は、平成28年7月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。